

(保護者用資料)



が **安心して学校生活を送る** ことができるために！

## アレルギー疾患用学校生活管理指導表〔群馬県版〕の活用

群馬県教育委員会健康体育課課

- ★ アレルギー疾患用学校生活管理指導表には、主治医からの指導内容等が記載されます。  
(保護者の方に主治医が記入した学校生活管理指導表を学校に提出していただきます。)
- ★ 学校・園は、「アレルギー疾患用学校生活管理指導表〔群馬県版〕」をもとに、子どものアレルギー疾患について必要な情報を把握し、適切な健康管理や指導を行うために活用します。

★ 気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー・アナフィラキシー、アレルギー性鼻炎と診断されている場合、対象となります。

\* 原則として、学校・園において、配慮が必要と思われる場合に使用されるもので、学校生活上、配慮や取組を特に要しない場合は対象なりません。

**学校生活管理指導表は学校でお渡しします！**

\* 学校に御相談ください。



アレルギー疾患用学校生活管理指導表により学校での配慮を希望する場合、次のことについて御了解ください。

- ◇ 主治医の先生に必要事項を記入していただく際には文書料がかかります。  
(医療機関によって料金が異なります。)
- ◇ 主治医の先生とよく相談して、学校・園へ提出してください。
- ◇ アレルギーの症状などに変化がある場合、主治医の指導を改めて受け、再度、提出していただくこともあります。

◇アレルギー疾患用学校生活管理指導表〔群馬県版〕は群馬県医師会と協力し作成したものです。